
平成30年度

第1回川口市青少年問題協議会

平成30年8月29日（水） 午後2時

川口市役所 議会3階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

ページ

- 1 川口市の青少年の現状について 2
- 2 青少年問題協議会で扱うテーマについて 10
- 3 その他 17

3 閉 会

●川口市青少年問題協議会について

川口市青少年問題協議会概要

設置根拠法令等	地方青少年問題協議会法・川口市青少年問題協議会条例		
設置年月日	昭和30年4月1日		
所掌事務	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。		
委員数・任期	15人・2年（任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日）		
委員の氏名	氏名 <small>※敬称略</small>	備考	
	林 美恵子	公募市民	市民
	森行 千賀子	公募市民	
	小野寺 秀明	川口市青少年団体連絡協議会	青少年関係団体
	田中 隆行	川口機械工業協同組合	
	平田 敦子	川口市民生委員児童委員協議会	
	益 英里	川口市PTA連合会 ※新規委員 任期は前任者の残任期間 (H30.6～H31.5.31)	
	中牟田 雅子	川口地区保護司会	
	姉崎 祐二	川口青年経済人連絡協議会	
	菊地 美代子	川口商工会議所女性会	
	高橋 利昌	中学校長会 ※新規委員 任期は前任者の残任期間 (H30.8～H31.5.31)	関係行政機関
	田島 慶一	川口警察署生活安全課 ※新規委員 任期は前任者の残任期間 (H30.3～H31.5.31)	
	新木 孝一	武南警察署生活安全課	
	栗原 保	大学講師	知識経験者
	若谷 正巳	市議会議員	
芝崎 正太	市議会議員		

議題1 川口市の青少年の現状について

(1) 川口市の青少年対策について

◆第5次川口市総合計画の位置づけ

《めざす姿》 「Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」

《施 策》 「2 子どもの成長をサポートする基盤づくり」

【基本方針】

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていく。

《単位施策》 「① 学校の教育力向上」

「② 地域の教育力・健全育成活動の充実」

《重点目標と主な取り組み》

② 地域の教育力・健全育成活動の充実

- ・学校における学習活動や安全確保、環境整備などのボランティアを行う学校応援団へ保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進する。
- ・子どもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施する。また、地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てる。
- ・子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進し、指導者の養成や資質向上に努める。
- ・学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進する。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開する。
- ・困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進する。

◆青少年対策室の事業（平成30年度）

	事業名	日時・場所
1	青少年育成推進員協議会	5月23日(水) 14:00 上青木公民館 視聴覚室
2	公民館地区青少年育成協議会 会長・事務局長合同会議	5月31日(木) 14:00 上青木公民館 視聴覚室
3	指導者養成講習会 (青年ボランティア養成講習会)	2事業開催予定(春・冬) [春] 青少年まつり 6月 3日(日) [冬] クリスマス会 12月 9日(日)
4	青少年まつり	6月 3日(日) 10:00 グリーンセンター
5	青少年問題協議会	8月29日(水)14:00 第3委員会室 (※年2～3回 日時・場所未定)
6	青少年非行防止キャンペーン	[夏] 7月 4日(水) 17:30 川口駅 7月11日(水) 17:30 西川口駅 [秋] 11月 7日(水) 16:00 東川口駅
7	愛のひと声・あいさつ運動	7月21日(土)-8月31日(金)
8	子ども自然体験村	7月22日(日)-24日(火) 小平の里(群馬県みどり市) ※事前研修会 7月 8日(日)
9	通学合宿	①9月26日(水) - 29日(土) 南平公民館 ※事前研修会 9月17日(月・祝) ②10月17日(水) - 20日(土) 芝北公民館 ※事前研修会 10月 7日(日)
10	七つの祝い	10月 8日(月・祝) 11:00 グリーンセンター
11	おかめ市街頭補導	12月15日(土) 川口神社 12月19日(水) 飯塚氷川神社 12月23日(日・祝) 鳩ヶ谷氷川神社
12	親と子の音楽会	2月24日(日) 14:00 リリア 音楽ホール
13	明るい街づくり運動推進大会	3月 2日(土) 14:00 リリア 音楽ホール
14	三市青少年の船 ※担当:蕨市	結団式 3月 3日(日) 10:00 戸田市文化会館 研修会 3月25日(月) - 28日(木) (3泊4日)

	事業名	日時・場所
15	いじめ防止推進事業	いじめ相談窓口 面接相談（要予約） 毎月第1～3週の木曜日／午後（月によって変動あり） 川口市役所第2庁舎内会議室 ※電話窓口 8:30 - 17:15受付（土・日、祝日、年末年始を除く）

◆平成29年度事業の概要と課題

○青少年指導者養成講習会

【概要】青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るもの。

【実績】青年ボランティア養成講習会

平成29年 6月 4日／グリーンセンター 参加者10人

10月 9日／グリーンセンター 参加者15人

12月10日／南平公民館 参加者30人

【課題】青少年のリーダーとしての内面的な意識の向上、事業の定着及び周知

○非行防止キャンペーン

【概要】青少年の非行防止の啓発のため、駅頭でキャンペーンを実施するもの。

【実績】平成29年 7月 4日／西川口駅頭 雨天により中止

7月12日／川口駅頭 参加者 93人

11月 9日／東川口駅頭 参加者 49人

【課題】啓発活動への参加者が減少傾向、活動の時間と場所が限定的

○愛のひと声・あいさつ運動

【概要】青少年の犯罪や非行を防止し、健全に育成するため、地域で見守り、あいさつを交わす習慣をつくる運動を実施するもの。

【実績】実施団体 162団体 参加者 78,578人

延べ活動日数 12,714日

【課題】実施団体への事業の趣旨等の周知、より一層の参加者の確保

○子ども自然体験村

【概要】 野外生活を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの共同生活の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的とし、実施するもの。

【実績】 平成29年7月30日／新郷自然の森

※本事業が旅行業法に抵触している可能性があったことから、事業内容を市内でのデイキャンプに変更。

【課題】 リーダーとなる若手キャンプ指導者の確保、現場における安全性の更なる確保

○通学合宿

【概要】 親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的として実施するもの。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すもの。

【実績】 平成29年 9月27日～30日／青木公民館 参加者17人

平成29年10月25日～28日／里公民館 参加者20人

【課題】 生活指導者の確保、実施可能な地域や学校に制限（入浴施設等の減少）

○川口市七つの祝い

【概要】 来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するもの。

【実績】 平成29年10月 9日／グリーンセンター 参加幼児 652人

【課題】 参加者増加に向けたPR方法等

○おかめ市街頭補導

【概要】 青少年を犯罪や非行、事故等から守るため、毎年12月開催されるおかめ市周辺のパトロール及び補導活動を実施するもの。

【実績】 平成29年12月15日／川口神社

12月19日／飯塚氷川神社

12月23日／鳩ヶ谷氷川神社

【課題】 関係団体、関係機関との更なる協力・連携

○親と子の音楽会

【概要】親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的とし、実施するもの。

【実績】平成30年2月25日／川口総合文化センターリリア 参加者603人

【課題】同一事業を長年実施していることによる新規性の乏しさ

○明るい街づくり運動推進大会

【概要】青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取り組みの一層の進展を期するもの。

【実績】平成30年3月3日／川口総合文化センターリリア 参加者455人

【課題】地域における健全育成活動の活性化

○小・中学生作文コンクール

【概要】小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的とし、実施するもの。

【実績】作品数 小学生1,236作品、中学生172作品

【課題】応募学校の偏り、応募作品数・応募校数ともに減少傾向

○いじめ防止推進事業

【概要】平成29年4月に施行された「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、いじめに関する相談に対応して、必要な調査及び調整を行う。

【実績】相談ケース数 24ケース

※うち、委員との面談が行われたのは16ケース（延べ30回対応）。

残る8ケースは面談には至らず、電話等の対応で終了している。

【課題】学校現場での初期対応の充実、保護者への説明や対応等の充実、本委員会のいじめ相談窓口の周知

(2) 少年非行の現状について

① 非行少年補導（検挙）状況

平成29年1月～12月 下段()内は前年数値
 ※人数については平成30年3月現在の暫定値

		補導（検挙）数（人）			構成比（％）			摘 要
		川 口 警察署	武 南 警察署	計	川 口 警察署	武 南 警察署	計	
非 行 少 年	犯 罪 少 年	刑 法 犯	57 (65)	40 (36)	97 (101)	4.9 (3.9)	4.3 (3.0)	4.7 (3.5)
		特別法犯	8 (5)	4 (10)	12 (15)	0.7 0.3	0.4 (0.8)	0.6 (0.5)
		計	65 (70)	44 (46)	109 (116)	5.6 (4.2)	4.7 (3.8)	5.2 (4.0)
	触 法 少 年	刑 法 犯	4 (12)	27 (17)	31 (29)	0.3 (0.7)	2.9 (1.4)	1.5 (1.0)
		特別法犯	1 (0)	0 (1)	1 (1)	0.1 (0.0)	0.0 (0.1)	0.0 (0.0)
		計	5 (12)	27 (18)	32 (30)	0.4 (0.7)	2.9 (1.5)	1.5 (1.0)
	ぐ 犯 少 年	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0.0 (0.0)	0.2 (0.2)	0.1 (0.1)	
	小 計	70 (82)	73 (66)	143 (148)	6.1 (4.9)	7.8 (5.5)	6.9 (5.2)	
	不良行為少年		1083 (1588)	857 (1130)	1940 (2718)	93.9 (95.1)	92.2 (94.5)	93.1 (94.8)
	合 計		1153 (1670)	930 (1196)	2083 (2866)	100 (100)	100 (100)	100 (100)

資料提供：川口警察署・武南警察署

非 行 少 年……犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

犯 罪 少 年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

○刑法犯少年……刑法の各本条に定められている行為（交通関係を除く。）をした少年

○特別法犯少年……刑法及び道路交通法以外の法令に違反する行為をした少年

触 法 少 年……14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ 犯 少 年……性格、環境に照らして将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年

② 罪種別非行状況

1 犯罪少年（刑法に規定する罪を犯した14歳以上20歳未満の少年） 単位：人

平成29年1月～12月 下段()内は前年数値
※人数については平成30年3月現在の暫定値

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	摘 要
川口警察署 管内	2 (5)	21 (4)	20 (43)	1 (0)	2 (2)	11 (11)	57 (65)	
武南警察署 管内	0 (0)	6 (9)	26 (15)	1 (2)	1 (1)	6 (9)	40 (36)	
合 計	2 (5)	27 (13)	46 (58)	2 (2)	3 (3)	17 (20)	97 (101)	

2 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年） 単位：人

平成29年1月～12月 下段()内は前年数値
※人数については平成30年3月現在の暫定値

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計	摘 要
川口警察署 管内	0 (0)	0 (1)	4 (9)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	4 (12)	
武南警察署 管内	0 (0)	0 (3)	9 (9)	1 (0)	0 (0)	17 (5)	27 (17)	
合 計	0 (0)	0 (4)	13 (18)	1 (0)	0 (1)	17 (6)	31 (29)	

資料提供：川口警察署・武南警察署

③ 不良行為別状況

平成29年1月～12月 下段()内は前年数値
 ※人数については平成30年3月現在の暫定値

行為種別	補導(検挙)数(人)			構成比(%)			摘要
	川口警察署	武南警察署	計	川口警察署	武南警察署	計	
飲酒	17 (8)	8 (9)	25 (17)	1.6 (0.5)	0.9 (0.8)	1.3 (0.6)	
喫煙	106 (202)	100 (163)	206 (365)	9.8 (12.7)	11.7 (14.4)	10.6 (13.4)	
薬物乱用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
刃物等所持携帯	2 (0)	0 (4)	2 (4)	0.2 (0.0)	0.0 (0.4)	0.1 (0.1)	
粗暴行為	52 (40)	78 (53)	130 (93)	4.8 (2.5)	9.1 (4.7)	6.7 (3.4)	
金品不正要求	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.1)	0.0 (0.0)	
深夜はいかい	715 (1249)	602 (832)	1317 (2081)	66.0 (78.7)	70.2 (73.6)	67.9 (76.6)	
家出	8 (24)	17 (16)	25 (40)	0.7 (1.5)	2.0 (1.4)	1.3 (1.5)	
無断外泊	3 (15)	25 (25)	28 (40)	0.3 (0.9)	2.9 (2.2)	1.4 (1.5)	
不健全性的行為	1 (7)	0 (1)	1 (8)	0.1 (0.4)	0.0 (0.1)	0.1 (0.3)	
性的いたづら	0 (0)	0 (3)	0 (3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.3)	0.0 (0.1)	
不良交友	0 (0)	6 (0)	6 (0)	0.0 (0.0)	0.7 (0.0)	0.3 (0.0)	
怠学	9 (11)	3 (7)	12 (18)	0.8 (0.7)	0.4 (0.6)	0.6 (0.7)	
不健全娯楽	164 (27)	0 (0)	164 (27)	15.1 (1.7)	0.0 (0.0)	8.5 (1.0)	
金品持出し	5 (5)	0 (15)	5 (20)	0.5 (0.3)	0.0 (1.3)	0.3 (0.7)	
暴走行為	1 (0)	3 (1)	4 (1)	0.1 (0.0)	0.4 (0.1)	0.2 (0.0)	
その他	0 (0)	15 (0)	15 (0)	0.0 (0.0)	1.8 (0.0)	0.8 (0.0)	
合計	1083 (1588)	857 (1130)	1940 (2718)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	

資料提供：川口警察署・武南警察署

議題2 青少年問題協議会で扱うテーマについて

- (1) 平成29年度第2回青少年問題協議会における「“いじめ問題や不登校などの課題について未然防止や早期発見のための取り組み”が不足している」との意見（P11参照）に対する考えなどの要約
- ・児童や生徒の動向をもっと地域の方々が見守り、地域の声を吸い上げるような取り組み等をつくることで、いじめの未然防止や早期解決が図れると思う。
 - ・最近のいじめはSNS等を利用した精神的なものが多く実態が見えづらいが、先生がいじめに対して無関心で踏み込もうとしない姿勢も問題だと思う。先生に相談しても解決しないのであれば、学校相談支援員の制度の充実も必要ではないか。
 - ・学校から主任児童委員に対して不登校者の対応をお願いされることがあるが、最終的には先生方が不登校者などの心のケアをできるように変えていくことが大切である。
 - ・過去に保護司が独自にいじめや不登校の相談カードを作成して配布したことがある。そのような駆け込み寺的な役割を担える別のシステムも必要ではないか。
 - ・時代とともに子どもや保護者が学校に求めるものが変わる中で、学校の先生方もできる範囲で一生懸命やられていると思う。学校にとって何が大変で何に困っているのかが分かれば対策も考えられるので、学校側の話も聞いてみたい。
 - ・学校（いじめの舞台）のことを外野だけで話しても問題解決はできないし外野が意見交換したものを先生方にフィードバックしても効果は薄いと思う。まずは学校現場で苦勞している声を聞くことが大切ではないか。
 - ・先生方が対応できない分野に地域の間人が介入していくことも大切である。例えば、保護者が学校に意見したいときや要望を伝えたいときに、1人で行くより町会長や主任児童員が同行すれば非常に心強いのではないかと思う。

(2) 平成29年度総合計画のための市民意識調査（抜粋）

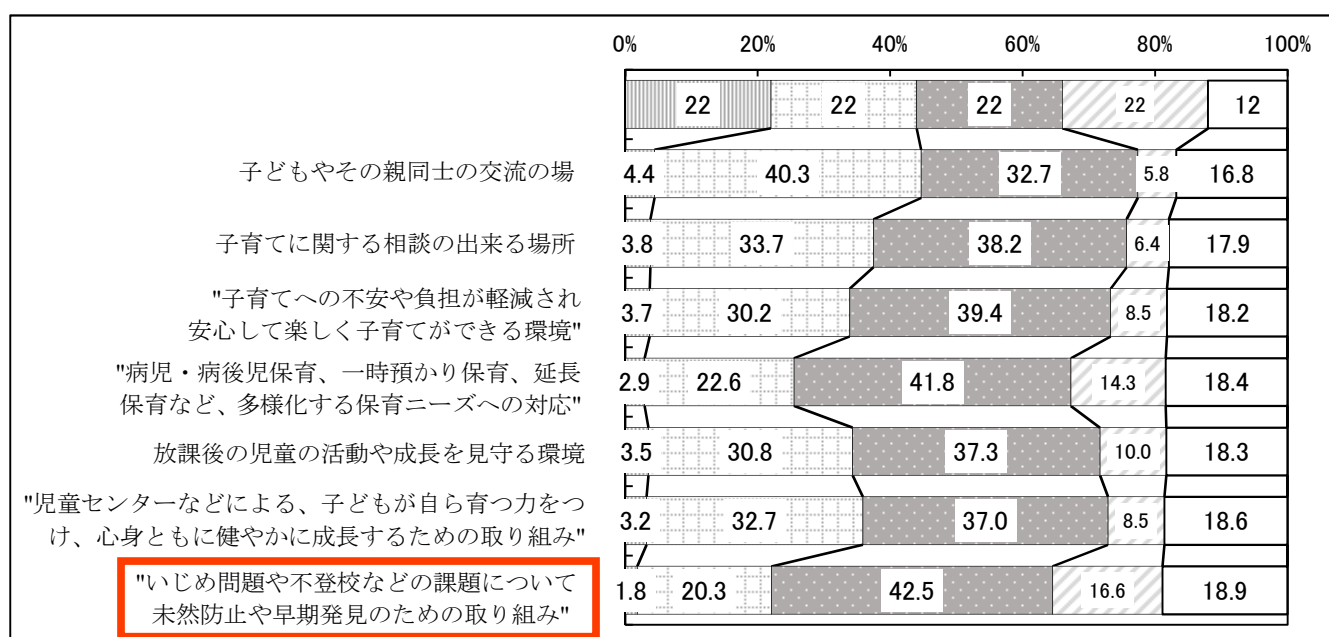
実施期間： 平成29年6月1日～22日

調査方法： 市内在住の18歳以上の5,000人（無作為抽出）を対象にした郵送によるアンケート調査

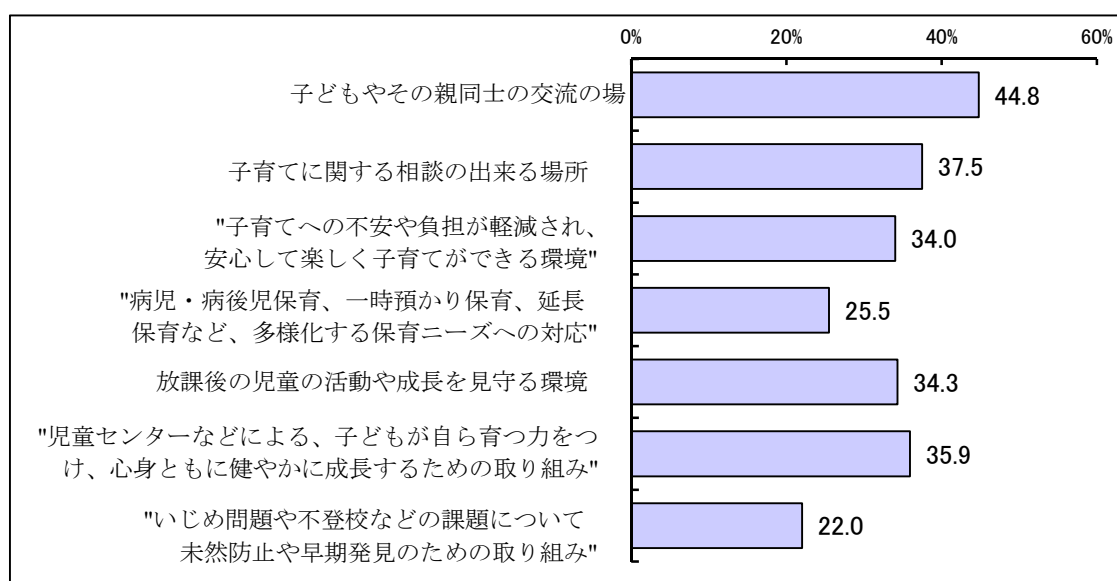
（有効回答者数1,822、有効回答率36.4%）

「子育て・子育て環境づくりに対する充実度」に関する回答において、「いじめ問題や不登校などの課題について未然防止や早期発見のための取り組み」について、「やや不足」「不足」と答えた割合が59.1%と、他の項目に比べて高い数字となっています。

【子育て・子育て環境づくりに対する充実度】



【充実・やや充実と回答した割合】



(3) いじめや不登校に関するアンケート調査の集計結果

●経緯

平成29年度「総合計画のための市民意識調査」において、回答者（有効回答者約1,800人）の約6割は、川口市の”いじめ問題や不登校などの課題について未然防止や早期発見のための取り組み”が「やや不足・不足」と回答した。しかし、市民意識調査の対象年齢は18歳以上であることから、18歳以下の子どもの意見も必要であると考えたため、市内在学高校生を対象としたアンケートを実施した上で支援策を検討するものである。

●アンケート回答人数・・・91名（川口市立高校・青少年指導者 他）

Q1. あなたは川口市の「いじめ問題や不登校などの課題について未然防止や早期発見のための取り組み」をどう思いますか

- 1. 充実している・・・20名（22.0%）
- 2. やや充実している・・・46名（50.5%）
- 3. やや不足している・・・15名（16.5%）
- 4. 不足している・・・9名（9.9%）
- 5. 無回答・・・1名（1.1%）

「1. 充実している」の具体的な理由（複数回答あり）

分類	理由	人数
学校での取組	スクールカウンセラーの先生が2人いて、2人とも話し易そう	2名
	先生などが積極的に相談に乗っているから	1名
生徒の意識や考え方	元々いじめをするような生徒が少ない	1名
	いじめや不登校の人などを見ない、聞いたことがない	7名
	学校が綺麗だから（環境が良いから）	1名
行政の取組	学校でもいじめアンケートがあり、市の人たちがそれに伴った対応をしているから	1名
	良く取り組んでいると思うから	2名

「2. やや充実している」の具体的な理由（複数回答あり）

分類	理由	人数
学校での取組	面談時などに先生が相談に乗ってくれるから	2名
	面談やいじめ防止教室があるから	2名
	学校で定期的に「いじめ」のアンケートをしているから	3名
	小・中学校の取り組みで「いじめ0サミット」が行われているから	1名
	中学の時にクラスに不登校者がいたが、担任が率先して動いていた	1名
	集会などで生徒指導の先生が話をしてくれるから	1名
	先生が積極的に生徒の話を聞いているから	1名

分類	理由	人数
生徒の意識や考え方	相談室が設けられているが、相談せず抱え込んでいる人が多いと思う	1名
	先生方が生徒に親身になって相談に乗っている様子が見受けられるが、決め付けが激しい偏った指導がある	1名
	クラス内で全員が仲良くできるような環境が整っており、未然防止になっていると思う	2名
	まだ、いじめや不登校はあると思うから	2名

分類	理由	人数
生徒の意識や考え方	ほとんどの生徒が学校に楽しく通っていると思うけど、中学の時クラスに約1人は不登校がいたので完全にはできてないと思うから	2名
	周囲にいじめられている人がいない、いじめや不登校を見ない	8名
	不登校者に対する取り組みはよくされていると思うが、いじめ問題についてはまだ具体的ではないと思う	1名
	取り組んでいるとは思いますがあまり問題視していないように思えるので、もっとコミュニケーションが取り合える活動があると良い	1名
	(学校生活が) 楽しいから	2名
行政の取組	どんな取り組みをしているか知らないけどやや充実していると思う	1名
	アンケートなどのいじめ調査があるのはいいと思うから	4名
	取り組みのおかげで不登校などにならなかった人がいるから	1名
	取り組みを知らない、わからない、見たことがない	4名
	フリーダイヤルがあるから	1名
地域や社会の取組	町などでいじめ反対などのポスターが貼られているから	1名

「3. やや不足している」の具体的な理由（複数回答あり）

分類	理由	人数
学校での取組	学校での生徒の人間関係の把握が十分でないと思う	1名
生徒の意識や考え方	アンケートだけでなく、いろんな方法で調査した方がいいと思う	3名
	しっかりとした決まりがないから	1名
	取り組みを知らない、わからない、見たことがない	3名
	その他（市民ではないからわからない、など）	2名
行政の取組	未然防止、早期発見のために何をやっているのか具体的にわからない	1名
	アンケート以外の取り組みを知らない	8名

「4. 不足している」の具体的な理由（複数回答あり）

分類	理由	人数
学校での取組	いじめが一向に減っていない、匿名制が完全でない、教師の無駄な介入や言い訳が多く、人の話をまともに聞かず流す教師も多い	1名
	先生がいじめすれすれの言動を頻繁にする	1名
行政の取組	いじめを減らそうとする取り組みをやっている様子が見受けられない	4名
	取り組みをしているとわかる結果が出ていない	1名
	いじめを発見して解決する十分な制度がない	1名

<Q1で「3. やや不足している」「4. 不足している」と応えた方のみ回答>

Q2. あなたはいじめ問題や不登校などの課題について、どのような取り組みがあるとよいと思いますか（複数回答可）

分類	取り組みの内容	人数
学校に対して	先生たちが直接生徒とたくさん面談をする	3名
	環境の改善（転入しやすい、相談しやすい）	3名
	中学校みたいに班毎にご飯を食べる制度があった方が良い	1名
	いじめに繋がりそうなことはしっかり教師で止めていき、いじめをしないのが当たり前の生徒を育てる	1名
	学校側と本人（生徒）がちゃんと向き合ったら良いと思う	2名
	カウンセラーをもっと増やす、月1回で1人1人面談するなど	1名
	教師が普段の生徒同士のやりとりに目を向ける	1名
	いじめを摘発したらご褒美をあげる	1名
	学校がいじめ調査で聞き取りするときは呼び出しなどしない方が良い	1名
	1日に15～20分、各自が好きなもの（ゲームやスマホ、マンガ等の娯楽）で遊べる時間を作る。学生は単純で、普通では出来ないことや他ではやっていないこと（自分が楽しければ）をやると優越感や満足感を覚えるので、授業中などのスマホ防止にもなると思う	1名
生徒の意識や考え方	（いじめの加害者は）最後まで責任を持ってないことはやめましょう	1名
	当人（いじめの加害者）が大人になるしかない	1名
	現時点ではない	2名
行政に対して	もっといじめを発見できる機会を増やすべきだと思う	1名
	匿名制を徹底させてほしい、生徒に聞く前に（行政が）まず行動を起こしたらどうか、被害者の味方になってほしい	1名
	紙で回収等ではなく、ネットやメール等でやる方が周りの友だちや先生の目を気にしなくて良いと思う	1名
	防止する取り組み、ポスターなどを貼っただけでは意味がない	1名

Q3. あなたが小学校の頃から今まで、自分自身や身近な友達が、いじめや不登校の問題で困った経験をしたことはありましたか。また、その際はどのように対処しましたか。差し支えない範囲で教えてください（複数回答可）

対象者	詳細	人数
自分自身	小学校の時にいじめられていた、耐えるしかなかった	1名
	無理に登校せず、気が落ち着くまで待機していた	1名
	いじめられたことを担任の先生に相談しても無視されることがあった	1名
	（いじめられていた若しくは不登校だったことが）ある	1名
	小学校の頃に一年間不登校になってしまった際、まず母親と話し合い、家の近くの児童教育相談所に週2～4回通っていた。その後は徐々に放課後だけ学校に行き、先生に勉強を教えてもらい、次の学年に上がるタイミング（クラス替え）でクラスメイトなど、学校に行きやすいように配慮してもらい、学校に行けるようになった	1名

対象者	出来ること	人数
自分自身の意識や考え	見て見ぬふりをせず報告する	8名
	いじめをしてはいけないという気持ちを強く持つ	3名
	たくさんの人とコミュニケーションする（仲良く楽しく学校生活を送る）	7名
	友だちの相談に乗る、友だちに相談する	4名
	一緒になって無視をしない、流されない	5名
	いじめられている人には相手に関わってこない場合関わらない	1名
	（自分が）いじめられたら先生に言いつける	1名
	いじめている側は、どうしていじめなのか考える	1名
	普段から相手を思いやり、平等に接する	5名
	見て見ぬふりをせず、言うことははっきりと言えるようにする	1名
	注意深く周りを見て、いじめが起きていないか確認する	2名
	クラス内でグループなどの壁を作らないようにする	1名
	相手のことを考えて、言動や行動に気をつける	3名
	問題を起こしそうな人物と関わらない	1名
	いじめや不登校の原因を作らない	1名
	友だちとの関わり方を考える	1名
	呼びかける	1名
	いじめをしにくい環境を作る	1名
	抵抗する（返り討ちやにらみつけるなど）	3名
	どんな状況でもいじめは起きる	1名
ない	1名	
その他	経験がないのでわからない	1名
	簡単ではないけど、気づいた人がいじめを止める	1名

メモ欄（Q2に対して考えられる取り組みなどについて）

議題3 その他

平成30年度川口市青少年問題協議会スケジュール（案）

- ・第1回 平成30年8月29日（水）
- ・第2回 平成30年11月中旬～12月予定
- ・第3回 平成31年2月～3月予定

(設 置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経 費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 （略）

○川口市青少年問題協議会条例

昭和53年3月30日

条例第58号

改正 昭和55年6月27日条例第18号

平成12年6月29日条例第42号

平成26年3月20日条例第4号

平成27年3月11日条例第21号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、川口市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平成12条例42・一部改正）

(委員)

第2条 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 青少年関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 知識経験者

（平成26条例4・追加）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成26条例4・旧第2条繰下）

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（平成26条例4・一部改正）

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成26条例4・追加)

(関係者の出席及び資料の提出)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(平成26条例4・旧第5条繰下・一部改正)

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、当該事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに、解任されるものとする。

(平成26条例4・追加)

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干人を置き、市長が関係行政機関の職員及び市職員のうちから委嘱又は任命する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(平成26条例4・旧第6条繰下)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、子ども部において処理する。

(昭和55条例18・一部改正、平成26条例4・旧第7条繰下、平成27条例21・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

(平成12条例42・一部改正、平成26条例4・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(川口市青少年問題協議会設置条例の廃止)

- 2 川口市青少年問題協議会設置条例(昭和35年条例第1号)は、廃止する。

附 則(昭和55年6月27日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年6月29日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市青少年問題協議会条例第1条の規定により設置された川口市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の会長である者及び協議会の委員である者は、この条例による改正後の川口市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定により選任され、又は同条例第2条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。

